

上田市福祉有償運送運営協議会設置要領

上田市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置及び運営について、次のとおり定める。

1 目 的

上田市内の移動困難者及び福祉車両の運行に関する情報と課題を把握しながら、道路運送法第 80 条第 1 項の特例措置に基づき行われる福祉有償運送の必要性を認識した上で、別途策定する福祉有償運送に係る指針、基準に基づき、申請主体について福祉有償運送の実施者としての適格性を認定するとともに、許可取得後において福祉有償運送の安全の確保及び利用者の利便の確保に係る適切な指示、監督等を行うことにより、移動困難者の自由な外出を支援する福祉有償運送の適正化を図ることを目的とする。

2 定 義

この設置要領における用語は、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第 80 条第 1 項による許可の取扱いについて」（平成 16 年 3 月 16 日付国自旅第 240 号 国土交通省自動車交通局長通知。以下「ガイドライン」という。）の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「申請主体」とは、道路運送法第 80 条第 1 項に基づく許可申請を行うことを予定している上田市内に事務所を有する又は上田市内の住民を利用者として含む社会福祉協議会、NPO等をいう。
- (2) 「活動区域」とは、申請主体の主たる活動区域（発着地のいずれか）をいう。

3 構 成 員

- (1) 運営協議会の構成員は、次のとおりとする。
 - ア 上田市福祉事務所長
 - イ 北陸信越陸運局長野運輸支局長又は同支局長が指定する職員
 - ウ 学識経験者
 - エ 上田市福祉事務所長が指定する職員
 - オ 移動困難者の代表
 - カ 地域住民の代表
 - キ タクシー事業者の代表
 - ク タクシー運転者の代表
- (2) 会長は、学識経験者を充てる。
- (3) 副会長は、上田市福祉事務所長を充て、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (5) 会長は、申請主体その他運営協議会の協議に当たり必要と認める者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (6) 前号により出席を求められた者は、運営協議会に出席し、会長の求めに応じて意見を述べることができる。

4 運営協議会の開催

- (1) 運営協議会の開催は、会長が招集する。
- (2) 運営協議会の座長は、会長が務める。
- (3) 運営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- (4) 運営協議会は、次の場合に開催する。
 - ア 5(1)アからカまでに掲げる事項を決定するとき。
 - イ 道路運送法第80条第1項に基づく許可申請が行われるとき。
 - ウ その他必要のあるとき。
- (5) 運営協議会の議事は、出席者の総意により決定する。ただし、協議が整わない場合においては、会長・副会長があらかじめ委員の中から指名した委員で協議して決定することができるものとする。

5 会議の任務

- (1) 運営協議会は、次に掲げる事項を決定する。
 - ア 申請主体が運営協議会に申請するに当たり必要な書類及び記載方法に係る指針（以下「申請指針」という。）
 - イ 運営協議会が申請主体からの申請書を受理するか否かを判断するに当たっての指針（以下「受付指針」という。）
 - ウ 運営協議会が、移動困難者の状況及びタクシー事業者を含めた福祉車両の運行状況に照らしながら、申請主体からの申請書について有償運送の実施計画、有償運送許可取得後の運行状況等の妥当性を判断するに当たっての基準（以下「判断基準」という。）
 - エ 有償運送許可取得後の運行管理体制として求められる内容としての指針（以下「運行指針」という。）
 - オ 有償運送許可取得後の報告、協議等に係る指針（以下「監督指針」という。）
 - カ 申請指針に基づく申請の受付期間、運営協議会の開催日程
 - キ 道路運送法第80条第1項に基づく許可申請に係る内容についての意見
 - ク その他運営協議会で協議すべき事項
- (2) 運営協議会は、前項アからオまでの各号に掲げる事項を決定するに当たっては、長野県福祉有償運送運営協議会準備会（以下「準備会」という。）から提供された案を基に、地域の実情を考慮して定めなければならない。
- (3) 運営協議会は、第1項カに掲げる事項を決定した場合は、上田市のホームページに掲載するなど、申請主体への周知に努めるものとする。
- (4) 運営協議会は、第1項キに掲げる事項の検討に当たっては、ガイドライン及び運営協議会が定めた判断基準に基づき、次の事項について検討する。
 - ア 申請主体による有償運送の実施計画に関すること。
 - イ 有償運送許可取得後の運行状況に関すること。
 - ウ その他必要と認められること。
- (5) 会長は、第1項キに掲げる事項に関して意見の集約を行うものとする。この場合、会長は、申請主体に有償運送が適正に行われるよう求めることができる。
- (6) 運営協議会は、申請主体に対する協議が整った場合、当該主体に推薦書を交付する

とともに、申請主体に対し、運行指針及び監督指針を遵守するよう求めるものとする。

- (7) 事務局は、運営協議会開催後、議事録要旨を作成し、1部を北陸信越運輸局長野運輸支局に、1部を福祉有償運送・過疎地有償運送支援会議（事務局：長野県企画局交通政策課）に、1部を準備会に提出するものとする。
- (8) 運営協議会は、有償運送許可取得後の申請主体に対し、監督指針に基づき、報告又は協議を求めるなどの監督を行うものとする。

6 事務局

運営協議会の庶務は、上田市健康福祉部福祉課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、3の(4)の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。